○厚生労働省令第八号

薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第十八条の規定に基づき、薬剤師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月二十日

厚生労働大臣　長妻　昭

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令

薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（試験科目）

第八条　薬剤師国家試験（以下「試験」という。）を分けて必須問題試験及び一般問題試験とし、一般問題試験を更に分けて薬学理論問題試験及び薬学実践問題試験とし、その科目は、それぞれ次のとおりとする。

必須問題試験

物理・化学・生物

衛生

薬理

薬剤

病態・薬物治療

法規・制度・倫理

実務

一般問題試験

薬学理論問題試験

物理・化学・生物

衛生

薬理

薬剤

病態・薬物治療

法規・制度・倫理

薬学実践問題試験

物理・化学・生物

衛生

薬理

薬剤

病態・薬物治療

法規・制度・倫理

実務

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第二十号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年二月六日から効力を生ずる。

平成二十二年一月二十日

法務大臣　千葉　景子

山形県最上郡金山町長

○法務省告示第二十一号

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十二号）附則第三条第二項の規定により、同条第一項の事務を次のように指定する。

平成二十二年一月二十日

法務大臣　千葉　景子

千葉地方法務局茂原支局	登記所の事務	指定の効力が生ずる日
千葉地方法務局柏支局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
千葉地方法務局野田出張所	登記所の事務	平成二十二年二月一日
千葉地方法務局松戸支局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
千葉地方法務局木更津支局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
千葉地方法務局館山支局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
千葉地方法務局匝瑳支局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
千葉地方法務局香取支局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
千葉地方法務局船橋支局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
千葉地方法務局市川支局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
千葉地方法務局佐倉支局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
千葉地方法務局東金出張所	登記所の事務	平成二十二年二月一日
千葉地方法務局市原出張所	登記所の事務	平成二十二年二月一日
千葉地方法務局千葉東出張所	登記所の事務	平成二十二年二月一日
千葉地方法務局千葉中央出張所	登記所の事務	平成二十二年二月一日
千葉地方法務局成田出張所	登記所の事務	平成二十二年二月一日
岡山地方法務局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
岡山地方法務局岡山西出張所	登記所の事務	平成二十二年二月一日
岡山地方法務局備前支局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
岡山地方法務局倉敷支局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
岡山地方法務局笠岡支局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
岡山地方法務局高梁支局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
岡山地方法務局津山支局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
岡山地方法務局真庭支局	登記所の事務	平成二十二年二月一日
静岡地方法務局	登記所の事務	平成二十二年二月八日
静岡地方法務局沼津支局	登記所の事務	平成二十二年二月八日
静岡地方法務局富士支局	登記所の事務	平成二十二年二月八日
静岡地方法務局下田支局	登記所の事務	平成二十二年二月八日